

# 香川県報



第 68 号

平成 15 年

8月29日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

（公安委員会）

一

### 告 示

○都市計画の変更

（都市計画課）

一

○都市計画事業の事業計画の変更の認可

（下水道課）

二

○建築基準法の規定による区域の指定

（建築課）

二

○道路の位置指定

（ 〃 ）

二

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

一

○第三十八期香川県地方労働委員会委員候補者の推薦要領

（労働政策課）

一

○地籍調査の成果の認証

（農政課）

五

○県営土地改良事業の工事完了

（土地改良課）

一

○落札者等の公示

（技術企画課）

一

### 公安委員会規則

●古物営業法施行細則の一部を改正する規則

（公安委員会）

一〇

●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

（公安委員会）

一〇

### 警察本部告示

●香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

（警察本部）

一一

### 監査委員公表

○監査結果に基づく措置の公表

（監査委員）

一一

## 規 則

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第八十五号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第四十一号）の施行期日は、平成十五年九月一日とする。

## 告 示

### ●香川県告示第四百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により香川中央都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・二・二〇一 中津土器線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

### ●香川県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年香川県告示第九百二十六号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年八月二十九日

一 施行者の名称  
土庄町  
香川県知事 真 鍋 武 紀

二 都市計画事業の種類及び名称  
土庄都市計画下水道 瀧崎都市下水道

三 事業施行期間  
平成八年十二月十七日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第四百八十九号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十二條第一項の規定による区域を次のとおり指定した。  
平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域	東かがわ市	指 定 区 域
	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号に規定する用途地域として平成十五年三月十七日に指定された区域	

二 指定年月日  
平成十五年八月二十九日

●香川県告示第四百九十号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
平成十五年八月二十九日

一 指定 番号 小総土指道 第一号  
香川県知事 真 鍋 武 紀  
二 指定年月日 平成十五年八月十三日

三 指定道路の位置 小豆郡土庄町上庄字海戸一三三五  
四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一〇メートル  
延長 四五・三二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県小豆総合事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百十八号  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十條第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年十月二十日まで縦覧に供する。  
平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日  
平成十五年八月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人マンション管理支援センター香川

尾崎 妙子

高松市新北町二七番二〇―五〇三

三 定款に記載された目的

この法人は、マンションに係る組合、団体、市民など広く一般に対してマンションの管理の適正化を推進するための事業を行い、誰もが安心して暮らせる良好なマンション生活の形成を通して、快適なまちづくりの推進を図り、もって広く市民の生活環境の安定向上に寄与することを目的とする。

●香川県公告第五百十九号

第三十八期香川県地方労働委員会委員を任命するため、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九條の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一條第一項の規定に基づき、次の要領により使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第三十八期香川県地方労働委員会委員候補者の推薦要領

一 推薦をする団体の資格

1 使用者委員候補者の推薦をする資格のある使用者団体は、香川県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことを主な目的とし、又は業務の主要な部分とする使用者団体とする。

2 労働者委員候補者の推薦をする資格のある労働組合は、香川県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合である旨の香川県地方労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 推薦をされる者の欠格事由

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

三 推薦をすることができる候補者の数

制限なし

四 推薦受付期間

平成十五年八月二十九日から同年十月八日まで

五 推薦書類の提出場所

香川県商工労働部労働政策課

六 推薦書及び添付書類

様式一及び様式二による書類に、使用者団体が推薦する場合にあってはその団体の定款、寄附行為又は団体規約等を、労働組合が推薦する場合にあってはその組合が労働組合法の規定に適合する旨の香川県地方労働委員会の決定書の写し又は証明書を添付すること。

(様式1)

年 月 日

香川県知事 真鍋 武紀 殿

事務所の所在地  
使用者団体名  
又は労働組合名  
代 表 者 名

印  
印

香川県地方労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条の規定により、香川県地方労働委員会の <sup>使用者</sup> <sub>労働者</sub> を代表する委員の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	生年月日	(使) 所属会社名、事業所名及びその地位 (労) 所属労働組合名及びその地位、所属 職場名及びその地位	備 考

(様式2)

香川県地方労働委員会 <sup>使用者</sup> <sub>労働者</sub> 委員候補者調書

- 1 本 籍
- 2 現 住 所
- 3 候補者氏名 (ふりがなをつけること。)
- 4 生 年 月 日
- 5 学 歴 (最終学校名及び卒業年月日を記入すること。)
- 6 職 歴 (年月日順に記入すること。)
- 7 労働関係経歴 (上記に同じ。)

●香川県公告第五百二十号

香川県江田町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。  
平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期  
平成十三年度から平成十四年度まで

二 成果の名称

1 香川県江田町地籍図

2 香川県江田町地籍簿

三 調査を行った地域

大字安原下の一部

四 認証年月日

平成十五年八月二十九日

●香川県公告第五百二十一号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。  
平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事を完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）ため池等整備工事（都市型）	孫四郎池地区	平成一五、七、一五

●香川県公告第五百二十二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者を公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。  
平成十五年八月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 土木設計積算システム用機器 一式
- 二 調達方法 借入れ
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札決定日 平成十五年七月二十五日
- 五 落札者の氏名及び住所 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 六 落札金額 月額一、〇一八、五〇〇円
- 七 入札公告日 平成十五年六月十三日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課総務・技術企画グループ 電話番号〇八七―八三一―三五一一

公安委員会規則

古物営業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十八号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 古物商等の遵守事項等（第五条―第七条）」を「第三章 古物商及び古物市場主の遵守事項等（第五条―第七条）」を「第三章の二 古物競りに改める。

第一条中「施行規則」という。）、を「施行規則」という。及び」に改め、「及び古物営業適正化事業認定規程（平成七年国家公安委員会告示第八号）」を削る。

第二条中「第二項」の下に、「法第十条の二第一項及び第二項、施行規則第十九条の九第二項並びに施行規則第十九条の十三第一項」を加え、「再交付申請書並びに」を「再交



別記様式第5号の2 (第7条の2関係)

認定通知書

第 年 月 日 号

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業の実施方法については、  
古物営業法 第21条の5第1項 第19条の7第1項 の規定により認定をしたので、古物営業法施行規則 第19条の7第1項 第19条の12において準用する同規則第19条の7第1項 の規定により通知する。

認定番号

営業を示すものとして使用する名称

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

不認定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった古物競りあっせん業の実施方法については、  
次の理由により認定をしないので、古物営業法施行規則 第19条の7第2項  
第19条の12において準用する同規  
則第19条の7第2項 の規定により通知する。

営業を示すものとして使用する名称

不認定の理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第5号の4 (第7条の4関係)

認定取消通知書

第 年 月 日 号

住所又は居所

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会 印

古物営業法施行規則 第19条の10第1項 第19条の14第1項 の規定により、古物競りあっせん業の実施方法  
の認定を取り消したので通知する。

認定年月日、認定番号及び営業を示すものとして使用する名称

取消しの理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第六号中「警察署長 [印]」や「香川県警察本部長 [印]」や「警察署長 [印]」

「古物営業法第22条第3項の」や「古物営業法 第22条第3項 第22条第4項において準用する同条第3項」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十九号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。  
別表十二の項中

第十条	競り売りの届出の受理	○
第十三条第四項	古物営業者に対する管理者の解任の勧告	○
第八条の二第二項	自動公衆送信による古物商の許可に係る事項の閲覧	○
第八条の二第二項	自動公衆送信による公衆の閲覧に供した古物商の許可に係る事項の変更に係る補正	○
第十条第一項及び第二	競り売りの届出の受理	○

を

項		
第十条の二第一項	古物競りあつせん業の営業開始届出書の受理	○
第十条の二第二項	古物競りあつせん業の廃止届出書又は変更届出書の受理	○
第十三条第四項	古物営業者に対する管理者の解任の勧告	○
第二十一条の五第一項	古物競りあつせん業の実施方法の認定及び不認定	○
第二十一条の六第一項	外国古物競りあつせん業の実施方法の認定及び不認定	○

改め、同項1中

第十二条第二項	行商従業者証又は標識の様式の承認及び承認の取消しの公示	○
---------	-----------------------------	---

を

第十二条第二項	行商従業者証又は標識の様式の承認及び承認の取消しの公示	○
第十九条の七第一項	古物競りあつせん業の実施方法の認定の通知及び公示	○
第十九条の七第二項	古物競りあつせん業の実施方法の不認定の通知	○
第十九条の九第二項	古物競りあつせん業の実施方法の変更届出書の受理	○
第十九条の十第一項	認定古物競りあつせん業の実施方法の認定の取消し	○
第十九条の十第二項	認定古物競りあつせん業の実施方法の認定の取消しの公示	○
第十九条の十二	外国古物競りあつせん業の実施方法の認定の通知及び公示（第十九条の七第一項の準用）	○

に

第十九条の十二	外国古物競りあつせん業の実施方法の不認定の通知（第十九条の七第二項の準用）		○
第十九条の十三第一項	認定外国古物競りあつせん業の廃止届出書、変更届出書又は実施方法の変更届出書の受理		○
第十九条の十四第一項	認定外国古物競りあつせん業の実施方法の認定の取消し	○	
第十九条の十四第二項	認定外国古物競りあつせん業の実施方法の認定の取消しの公示（第十九条の十第二項の準用）		○

改め、同項3中

第五条	管理者解任勧告書による通知		○
-----	---------------	--	---

第五条	管理者解任勧告書による通知		○
第七条の四	認定取消通知書による通知		○

改め、同表第六十三の二の項の次に次のように加える。

六十三の三 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）	第十一条	錠取扱業者の組織する団体に対する援助	○
1 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十二号）	第三条第三項	錠取扱業者の組織する団体に対する援助に基づき講じた措置に関する報告又は資料の提出要求（第二条第二項の準用）	○

（号）				
-----	--	--	--	--

附則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

**警察本部告示**

●香川県警察本部告示第九号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成十五年八月二十九日

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程  
香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三の項中

第十九条第一項	盗品等の品触れの発出	品触書（古物営業法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十一号）別記様式第四号）
---------	------------	--

第十九条第一項	古物商又は古物市場主に対する盗品等の品触れの発出	品触書（古物営業法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十一号）別記様式第四号）
第二十一条	古物商に対する古物の保管の命令	古物保管命令書（古物営業法施行細則別記様式第五号）
第二十一条の七	古物に係る競りの中止の命令	競りの中止命令書（古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）別記様式

		式第十六号の九)
第二十二條第三項	古物商、古物市場主又は古物競りあつせん業者に対する報告の要求	報告要求書(古物営業法施行細則別記様式第六号)
第二十二條第四項	認定外国古物競りあつせん業者に対する報告の要求(第二十二條第三項の準用)	報告要求書(古物営業法施行細則別記様式第六号)

改める。

別表第二の四の項中

第二十二條第三項	古物商又は古物市場主に対する報告の要求	報告要求書(古物営業法施行細則別記様式第六号)
----------	---------------------	-------------------------

を

第二十一條の七	古物に係る競りの中止の命令	競りの中止命令書(古物営業法施行規則別記様式第十六号の九)
第二十二條第三項	古物商、古物市場主又は古物競りあつせん業者に対する報告の要求	報告要求書(古物営業法施行細則別記様式第六号)
第二十二條第四項	認定外国古物競りあつせん業者に対する報告の要求(第二十二條第三項の準用)	報告要求書(古物営業法施行細則別記様式第六号)

に

改める。

附 則

この規程は、平成十五年九月一日から施行する。

**監査委員公表**

●香川県監査委員公表第28号

<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。 平成15年8月29日</p>		
1	監査対象部署 商工労働部	香川県監査委員 鎌田守 延基 石川綱治 同 同 同 同
2	監査対象年度 平成14年度	
3	措置の状況	
指導注意事項	ア 使用料の収入事務について 産業技術センター発酵食品研究所のふ卵器の利用の許可に係る使用料については、1日当たり430円と定められており(香川県産業技術センター規則別表の三)、日単位で算定すべきところ、誤って24時間を1日に換算して算定したことにより、徴収すべき使用料の額が不足しているものが見受けられたので、正當額との差額分を追徴する必要がある。(産業技術センター)	平成15年2月14日に追徴済みである。
	イ 超過勤務手当の支給について (ア) 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行う場合において、勤務を	平成15年6月分の給与において返納済みである。 (経営支援課)

<p>要することとなった日を含む週に、別の週を越えた週休日の振替により新たに週休日とされた日が含まれるときには、当該週の勤務時間が40時間を超えないため、超過勤務手当は支給されないにもかかわらず、誤って支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しており、返納させる必要がある。(経営支援課、産業技術センター)</p>	<p>平成15年3月分の給与において返納済みである。 (産業技術センター)</p> <p>平成15年3月分の給与において返納及び追給済みである。</p>
<p>勤務手当相当額を返納させるとともに、休日給を追給する必要がある。(産業技術センター)</p> <p>(ウ) 休日の代休日を週を越えて指定したときには、超過勤務手当は支給されないにもかかわらず、誤って支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しており、返納させる必要がある。</p> <p>また、半日勤務時間の割振り変更を行い、勤務を割り振られた4時間を超えて勤務した場合には、4時間を超える時間については、支給割合100分の125の超過勤務手当を支給すべきであるにもかかわらず、誤って支給割合100分の135の超過勤務手当を支給していることから、正當額との差額分を返納させる必要がある。(観光交流局)</p> <p>ウ 県外旅費の支給について 旅費計算をする場合における日当及び宿泊料の額は、旅行者の職務の級により2段階に区分して支給されることとなってい</p>	<p>平成15年6月分の給与において返納済みである。</p> <p>平成15年4月25日に追給済みである。</p>

るが、県外旅費の支給に当たり、  
日当及び宿泊料の額の適用区分  
を誤ったことから、誤った額の  
旅費が支給されており、正当額  
との差額分を追給する必要があ  
る。(大阪事務所)

平成十五年八月二十九日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています